

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（行情）諮問第102号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第147号）

事件名：「死刑確定者処遇規程の改正について」（特定刑事施設保有）の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書10（以下「本件対象文書」という。）につき、一部開示した決定については、諮問庁が原処分に係る求補正の手續に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）4条2項に違反する点はないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月4日付け名管総発第1号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

平成19年頃より何回にもわたり開示請求をしてきているも原処分は、一方的でありファックスやTELとう全く出来ずに、平日の夜間や休庁日とうに全く発信もできない収容者であることを十分しょうちの上、従来とことなり、他6かかんく長とことなる不当決定をした。平成28年12月28日に発信をしており、その受信を全くむしした不当決定である。原処分のすみやかな取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、「死刑確定者のしょうぐうに係る新法より本日までの全てのしょめん」（別紙の1に掲げる文書。以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、処分庁が、開示請求書に形式上の不備（行政文書の特定不能及び開示請求手数料の不足）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、求補正書により情報提供した別紙の2に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件情報提供文書」という。）のうち、文書10（本件対象文書）を特定し、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処

分の妥当性について検討する。

2 原処分の経緯について

- (1) 審査請求人から、平成28年11月11日受付で、処分庁に対する開示請求書が送付され、同開示請求書には、「死刑確定者のしよぐうに係る新法より本日までの全てのしよめんの開示請求申立ます」と記載されていた。
- (2) 名古屋矯正管区は、上記(1)の記載内容では、審査請求人の求める行政文書を特定できないことから、平成28年11月30日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、「特定刑事施設が作成し保有する、刑事収容施設法の施行の日から開示請求日までの間において、「死刑確定者」と題してその処遇に関して発出された所内例規」として、本件情報提供文書を保有している旨を情報提供し、同年12月14日を期限として、求める行政文書が本件情報提供文書と異なる場合は、求める行政文書を特定するに足りる事項を記載すること及び本件情報提供文書を全て特定した場合、8件の開示請求手数料が必要であるところ、7件分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付することなどについて補正を求めた。
- (3) 同管区は、上記(2)の求補正に対して、期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成28年12月14日付け「行政文書開示請求について」をもって、審査請求人に対し、同月28日を期限として、上記(2)の求補正に対する補正を求めるとともに、期限までに補正がなされない場合は、本件対象文書を特定して、開示決定等を行う旨の連絡を行った。
- (4) 処分庁は、上記(2)の求補正に対して、上記(3)の期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成29年1月4日付け行政文書開示決定通知書をもって、原処分を行った。
- (5) 審査請求人から、平成29年1月6日受付で上記(2)の求補正に対する回答と思われる書面が送付されたことから、同管区は、同月13日付け「お知らせ」をもって、審査請求人に対し、既に原処分がなされているため、改めて開示請求書の送付を求める旨の連絡を行った。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求では、審査請求人は、自身が刑事施設の被収容者であり、郵便について、平日の夜間や休庁日などは全く発送できないなどと主張し、原処分の取消しを求めていることから、以下処分庁における求補正等の経緯について検討する。

法4条2項は、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる旨規定しており、ここでいう「形式上の不備」とは、請求に係る行

政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため文書が特定できない場合や、開示請求手数料を納付していない場合を含むものと解されている。

本件開示請求に際しては、審査請求人の求める文書が特定できず、また、開示請求手数料に不足があったため、処分庁では、法4条2項に基づき、2度にわたり補正を求めたものの、審査請求人から回答がなかったものであり、開示請求書の形式上の不備に係る補正がなされなかったことは明らかである。

また、当該補正を求めるに当たっては、回答すべき期間をいずれも14日間としているが、審査請求人は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、少なくとも1日につき1通の発信が可能であったことに鑑みれば、当該期間が不当に短いといった事情は認められず、同項の「相当の期間」に当たると解される。

- 4 以上のとおり、処分庁は、法4条2項に基づき補正を求めたものの、補正がなされなかったことから、原処分を行ったものであり、原処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月15日 | 審議 |
| ④ 同年6月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |
| ⑦ 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、原処分には不服があるとしてその取消しを求めているところ、その理由は必ずしも明確ではないものの、本件審査請求書には、原処分が、審査請求人が電話やファックス等が全くできず、平日の夜間や休日等に全く発信もできない被収容者であることを十分承知の上、平成28年12月28日の発信（はがき）も全く無視して一方的に行われた不当な決定である旨記載（上記第2の2）されていることから、要するに、原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点がある旨主張しているものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分に審査請求人が主張するような違法な点

等は認められないとしていることから、以下、原処分に係る求補正の手続の違法性の有無について検討する。

2 原処分に係る求補正の手続の違法性の有無について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成28年11月11日受付の開示請求書をもって、収入印紙300円分を添付の上、本件請求文書の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年11月30日付け「求補正書」（回答期限は同年12月14日）をもって、開示請求書の記載内容だけでは、必ずしも請求の趣旨及び範囲は明確ではないものの、その趣旨が「特定刑事施設が作成し保有する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行の日（平成18年5月24日）から開示請求日（平成28年11月11日）までの間において、「死刑確定者」と題してその処遇に関して発出された所内例規」であれば、現在運用しているものとして、本件情報提供文書が該当すると考えられるとした上、上記アの請求を維持する場合には、求める行政文書を特定するに足りる事項を記載すること及び本件情報提供文書を全て特定した場合、8件の開示請求手数料が必要であるところ、7件分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付する必要がある旨情報提供し、補正を求めた。しかしながら、審査請求人は、回答期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年12月14日付け「行政文書開示請求について」（回答期限は同月28日）をもって、重ねて上記イの求補正に係る補正を求めた（併せて、回答期限までに補正がなされない場合は、本件情報提供文書のうち、文書10を本件対象文書として特定し、納付されていた開示請求手数料（300円）を充当して手続を進める旨も通知した。）。

エ 処分庁は、審査請求人から上記ウの求補正に対する回答がなかったことから、平成29年1月4日付けで原処分を行った。

オ その後、審査請求人から処分庁宛てに、平成29年1月6日受付（消印は平成28年12月28日）で上記イの求補正に対する回答と思われるはがきを送付されたことから、処分庁は、同月13日付け「お知らせ」をもって、審査請求人に対し、既に原処分がなされているため、開示決定のあった文書以外を新しく請求するのであれば、改めて開示請求書の送付を求める旨の通知をしたところ、本件審査請求がなされた。

(2) 求補正の手続に法4条2項に違反する点があるか否かについて

ア 本件開示請求書の記載内容（別紙１に掲げるとおり）からすると、開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が十分ではないと認めるほかはなく、したがって、処分庁が、この点に関して補正を求める必要があるとして、審査請求人に対して補正を求めたことは、是認することができる。

イ そして、求補正の手續に関し、諮問庁は、刑事施設の被収容者である審査請求人については、刑事収容施設法に基づき、少なくとも１日につき１通の発信が可能であるから、補正のための期間が不当に短いといった事情は認められない旨説明するところ、刑事収容施設法１３０条２項及び１４１条の規定によれば、上記の諮問庁の説明のとおり、審査請求人の場合、発信についての制限は、「１日につき１通を下回ってはならない」とされていると認められる。

ウ さらに、求補正の経緯等の詳細は、上記（１）のとおりであり、処分庁が、求補正を２度にわたって行っている上、各求補正書で定められた補正期間もそれぞれ１４日間（求補正書発送後）と設定されていることから、審査請求人が被収容者であることを考慮しても、当該補正期間は法４条２項の「相当の期間」と認めことができ、また、その際の審査請求人に対する情報提供にも、同項の規定に照らして違法な点は認められない。

エ 以上のとおり、原処分に係る求補正の手續に法４条２項に違反する点は認められない。

オ なお、平成２８年１２月２８日を回答期限とする処分庁からの求補正に対し、審査請求人が、同日に求補正に対する回答と思われる書面を発信しているところ、審査請求人は、原処分はその受信を全く無視した不当な決定である旨も主張する。

この点につき、諮問庁は、処分庁は求補正に係る回答という意味表示については到達主義（民法９７条１項）をとっているものであり、上記（１）ウのとおり、処分庁は、平成２８年１２月２８日を回答期限とする求補正を行った上で、同日時点において回答が処分庁に到達していなかったことから、平成２９年１月４日に原処分を行ったものである旨説明するところ、求補正に対する回答に関しては、発信主義によることを定めた特別の規定はないから、意思表示の一般法理に従い、その意思表示が相手方に到達した時に効力が発生すると解するのが相当であって、上記の諮問庁の説明は是認することができる。

したがって、上記アの審査請求人の主張は、採用の余地がない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する

ものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、一部開示した決定については、諮問庁が原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

「死刑確定者のしゅごうに係る新法より本日までの全てのしゅめん」

2 本件情報提供文書

文書1 特定年月日A付け達示第4号「「所内生活のしおり」（死刑確定者用）の一部改正について」（特定刑事施設保有）

文書2 特定年月日B付け達示第22号「「所内生活のしおり」（未決被収容者用），（死刑確定者用）及び（英語版）の一部改正について」（特定刑事施設保有）

文書3 特定年月日C付け事務連絡「死刑確定者の処遇について」（特定刑事施設保有）

文書4 特定年月日D付け達示第1号「「所内生活のしおり」（未決被収容者用），（死刑確定者用），（既決被収容者用）の一部改正について」（特定刑事施設保有）

文書5 特定年月日E付け処遇首席指示第94号「死刑確定者のDVD視聴実施要領及び自弁嗜好品の特別購入・交付要領について」（特定刑事施設保有）

文書6 特定年月日F付け所長指示第24号「死刑確定者の面会の立会について」（特定刑事施設保有）

文書7 特定年月日G付け所長指示第49号「死刑確定者の心情把握等を目的とした定期面接の実施について」（特定刑事施設保有）

文書8 特定年月日H付け企画首席指示第93号「死刑確定者のDVD視聴に関する運用について」（特定刑事施設保有）

文書9 特定年月日I付け達示第5号「「所内生活のしおり（死刑確定者用）」の一部改正について」（特定刑事施設保有）

文書10 特定年月日J付け達示第13号「死刑確定者処遇規程の改正について」（特定刑事施設保有）（本件対象文書）